

# アラブ首長国連邦 (UAE) ドバイ首長国における 化粧品輸入規制に関する調査

2019年4月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

デジタル貿易・新産業部 EC・流通ビジネス課

ドバイ事務所

## 【免責事項】

本レポートは2019年2月時点の情報に基づきジェトロが株式会社ksnコーポレーションに委託して作成したものです。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロとksnコーポレーション社ではできるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

# 本報告書の目次

1. UAEにおける化粧品の規制当局
2. 化粧品の定義
3. 化粧品を現地において登録するための手順
4. 化粧品を現地において輸入するための手順
5. UAEにおける化粧品の登録及び輸入に関するフローチャート
6. 各規制当局において定められている禁止原材料／成分(ネガティブリスト)

# 1. UAEにおける化粧品の規制当局

- UAEにおいては、連邦基準化計測庁 (Emirates Authority of Standardization and Metrology: ESMA) が、製品の適合性評価スキーム (ECAS) への適合を認証している。
- また、各首長国において、製品を輸入する際には、各首長国の規制に沿って輸入製品を登録する必要がある。例えば、ドバイにおいてはドバイ市政庁 (Dubai Municipality: DM) が首長国内の登録制度を管轄している。

名称	ESMA	DM ※ ドバイ首長国の場合
ロゴ		
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ECASへの適合認証</li> <li>• その他Halalや品質基準 (Emirates Quality Mark: EQM) 等への適合認証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品登録システムの運営</li> <li>• ドバイにて流通する製品の管理</li> </ul>
製品輸入時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2019年2月時点では化粧品については、ECAS、EQM、Halal等ESMAの認証は必須ではないが、ECASについては今後必須になる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DMの運営する製品登録システムへの登録は必須</li> </ul>



## 2. 化粧品の定義(ESMA)

- 前述の規制当局の一つであるESMAが定める化粧品は以下の16カテゴリーである。

### ESMAが定める化粧品のカテゴリー

1. ベビー用品
2. バス用品
3. アイメイクアップ製品
4. フェイシャルメイクアップ製品
5. ヘアケア製品
6. 染髪・ヘアカラー製品、
7. ネイル製品
8. 口腔ケア製品
9. パーソナル衛生用品
10. シェービング製品
11. フェイスケア製品
12. ボディケア製品
13. ハンドケア製品
14. フットケア製品
15. 日焼け止め・日焼け製品
16. 脱毛・除毛製品

出所: ESMA



## 2. 化粧品の定義(ESMA)

- ESMAでは化粧品を以下と定義している：  
人体の外部に用いられ、清潔にする、匂いを付ける、見た目を変える、保護する、良い状態を保存する、体臭を改善させることを目的とした物質及び調合品
  
- 製品ラベルに「●●の効果がある」(例えば、肌の色が白くなる等)と表記をする場合においては、その効能を証明する試験データやロジックの提供を申請者に求める。
  - 提出された各種データを元に、効能を謳うことが適切か否かを判断する。
  
- 薬用化粧品と化粧品の分類は、製品の主たる使用目的(スキンケアなのか、皮膚の炎症を抑える等の治療が目的なのか)と、原材料を基準に判断される。目的が美容であっても、医薬的効果を発揮する成分等が他の成分よりも強く含まれている場合においては、薬用化粧品と判断される。
  - 原料については、International Nomenclature for Cosmetic Ingredients (INCI: 化粧品成分の国際命名法)のリストでその効能を確認する。
  - 薬用化粧品と判断された場合は、保健・予防省の所管となるため、取るべきプロセスが異なる。
  
- ハラル化粧品とは、ハラム製品(アルコール、豚、その他非ハラム家畜由来の原料等)が原料として利用されていない化粧品であり、別途、UAEのハラル認証を取得した場合にのみ、ハラル化粧品として謳うことが可能である。

## 2. 化粧品の定義(DM)

- 前述の規制当局の一つであるDMが定める化粧品は以下の16カテゴリである。

### DMが定める化粧品のカテゴリ

- 肌用クリーム、エマルジョン、ローション、ジェル、オイル(手用、顔用、足用など)
- フェイスマスク(ピーリング製品を除く)
- メイクアップパウダー、アフターバスパウダー、衛生パウダーなど
- トイレ石鹼、消臭石鹼など
- 香水、オーデオロンなど
- バス用品(ソルト、泡、オイル、ジェル等)
- 脱毛製品
- 防臭剤および制汗剤
- ヘアケア製品
  - ✓ 染髪とブリーチ
  - ✓ ウェービング、縮毛矯正製品
  - ✓ ヘアセット製品
  - ✓ クレンジング製品(ローション、パウダー、シャンプー)
  - ✓ コンディショニング製品(ローション、クリーム、オイル)
  - ✓ 理髪製品(ローション、ラッカー)
- シェービング製品(クリーム、フォーム、ローション)
- 顔や目のメイクアップおよびメイクアップ除去用製品
- 唇への塗布を意図した製品
- 口腔ケア製品
- ネイルケア及びメイク製品
- 日焼け止め及び日焼け用製品
- 美白製品
- しわ予防製品

## 2. 化粧品の定義(DM)

- DMにおいては、化粧品の定義を以下の通り定めている：  
化粧品とは、人体のさまざまな外部部分(表皮、毛髪系、爪、唇等)と接触するように使用されることを意図した物質または製剤である。また、口腔内の歯や粘膜に対して主に汚れをきれいにしたたり、香りを付けたり、外観を変えたり、および/または体の部分を保護したり、それらを良好な状態に保つ目的で使用される製品を指す
  
- ESMAと同様、薬用化粧品と化粧品の分類は、製品の主たる使用目的(スキンケアなのか、皮膚の炎症を抑える等の治療が目的なのか)と、原材料を基準に判断される。目的が美容であっても、医薬的効果を発揮する成分等が他の成分よりも強く含まれている場合においては、薬用化粧品と判断される。
  - 薬用化粧品と判断された場合は、保健・予防省の所管となるため、取るべきプロセスが異なる。
  
- また、製品ラベルに「●●の効果がある」(例えば、肌の色が白くなる等)と表記をする場合においては、その効能を証明する試験データやロジックの提供を申請者に求める。
  - P12に記載がある「その他の文書及び証明書」の提出が、そういった特殊な効能を謳う製品については必須になる。
  
- ハラル化粧品とは、ハラム製品(アルコール、豚、その他非ハラル家畜由来の原料等)が原料として利用されていない化粧品であり、別途、UAEのハラル認証を取得した場合にのみ、ハラル化粧品として謳うことが可能である。
  - ハラル化粧品についても、P12に記載がある「その他の文書及び証明書」の提出が必須になる。
  
- 化粧品については、ヒト由来の原料を使用することは禁止されている。



### 3. 化粧品を現地において登録するための手順(ESMA)

- ESMAにおいて自社製品のECASへの適合の認証を受けるにあたっては、Certificate of Conformity(CoC, 適合認証)を取得する必要がある。
  - CoCの有効期限は1年間である。
  - 化粧品の輸入販売に当たっては、2019年2月時点ではECASへの登録は必須ではない。ただし、ECASのCoCを取得することで、DMへの登録の際、CoCをシステムにアップロードするだけで登録が完了するので、DMの登録プロセスが簡単になる。
- CoCの取得に際しては、必要書類の準備が必要である。申請者(現地輸入者)が現地基準への適合レポートや、製品写真、ラベル等を提出する必要があるため、申請者及び日本側の販売者／製造者間のやり取りが発生する。
  - 代理店契約書の提出が求められるため、申請者である輸入者は、輸出者とUAE国内での販売について代理店契約を結んでいる必要がある。ただし、UAE連邦経済省への代理店登録証明書は不要。
- 必要書類が準備できた後のプロセスは全てオンラインにて行われる。具体的には、輸入者がESMAウェブサイト(<https://www.esma.gov.ae/en-us/Services/Pages/ECAS.aspx>)において自社を登録し、必要書類をアップロードした上で、申請手数料を支払い、審査を待つというプロセスになる。
  - 申請にあたっての留意点としては、1つの申請において、同時に申請可能な製品数は、前述の16カテゴリーごとに最大、45SKU(Stock Keeping Unit)という制限が設けられている点が挙げられる。
  - ESMA担当者によると、審査にかかる日数は5日程度。

代理店の選定

必要書類の準備  
※ISO17025に適合する  
試験機関の検査レ  
ポート等含む

輸入者がESMAウェブ  
サイトにて申請、申請  
手数料の支払い

ESMAによる審査後、  
CoC取得





هيئة الإمارات للمواصفات والمقاييس  
Emirates Authority For Standardization & Metrology

### 3. 化粧品を現地において登録するための手順(ESMA) : 必要となる手数料と書類

#### ESMAに化粧品を登録するにあたって必要となる手数料(1回の申請あたり)

- 申請料 (Application fees)          600 AED
  
- 1ブランドあたりの審査料 (Document review fees per sub-brand)    1,200 AED
  - 化粧品の16カテゴリーごとに最大45SKU (Stock Keeping Unit) までが同時申請可能
  
- 認証料 (Certificate fees)          500 AED

出所: <https://www.esma.gov.ae/en-us/Services/Pages/ECAS.aspx>, ESMAヒアリング

### 3. 化粧品を現地において登録するための手順(DM)

- DMIにおける製品登録についても、ESMAの際と同様、現地の輸入者がDMの電子申請システムであるMontajiシステムへ利用者登録を行い、オンラインにて申請を行う必要がある。
  - 登録内容は5年間有効である
  - 同じ製品が既に登録されていても、輸入者が既存の登録内容と異なる場合には、再度、当該輸入者による登録が必要
- DMへの製品登録に際しては、申請者が提出書類の一部を準備する必要があるため、現地輸入者及び日本側の販売者／製造者間のやり取りが発生する。
- 各種申請書類が揃い次第、オンラインにて各種申請書類のアップロード及び登録料の支払いを行う。
- 化粧品の場合は、申請が受理された後、最長22営業日で回答が行われる。
  - 全ての書類が問題なく揃っている場合においては、5営業日程度で回答が行われる
- 申請にあたっての留意点としては、登録申請内容について不備があった場合において、当局から申請の差戻しを行い、不足情報を申請者が再提出という流れは、1回しか許可されていないなど、制限が設けられている点が挙げられる。
- 仮に申請が不承認になってしまった場合には、その理由書(Product assessment report)が発行される。また、申請が承認された場合においては、登録証明書(Registration certificate)が発行される。どちらの書類についても、電子書類としてMontajiシステム上に発行される。
  - 登録証明書については、DMのサービスセンターにおいてハードコピーの発行も行っている。



### 3. 化粧品を現地において登録するための手順(DM): 必要となる手数料と書類

#### DMに化粧品を登録するにあたって必要となる手数料(1回の申請あたり)

- 申請料(Application request fees)                      10 AED    ※1回の登録申請にあたっての商品ごとに10AEDが必要
  - 1回の申請につき、複数の商品バリエーションを登録することが可能(申請料はバリエーション数×10AED)
  - 形、サイズ、匂いのいずれかが異なる商品については、1回の申請でバリエーションとして登録可能である。
  
- 認証書発行料(Certificate fees)                              200 AED
  - 認証書のハードコピーを取得するために必要となるフィーであり、原則、オンラインにて適合を確認できるため、提出等を求められない限りは不要である。

出所:  
<https://portal.dm.gov.ae/SCWebUI/DataDetails.aspx?servicecode=3560&DeptId=30>  
DMヒアリング

### 3. 化粧品を現地において登録するための手順(DM): 必要となる手数料と書類

#### DMに化粧品を登録するにあたって必要となる書類

書類名(英語)	書類名(日本語)	内容	準備者
Product artwork	全体写真	商品の全体写真及びラベル	輸出者
Free Sales Certificate	自由販売証明書	輸入される製品が日本で販売されている場合には、日本において自由に取引がされている旨を記載し、商工会議所のサイン証明を付けて提出	輸出者
Ingredients Report	原料レポート	製品の成分と含有割合を証明するため、製造者が発行する書類	輸出者
Lab Test Report	試験レポート	製品によっては不要な場合もあるが、国際試験所認定会議ILACによって、ISO 17025への準拠認定を受けている検査機関より発行されている必要がある。 (日本国内における認定試験所リストについては、下記を参照： <a href="https://www.jab.or.jp/system/service/testinglaboratories/accreditation/">https://www.jab.or.jp/system/service/testinglaboratories/accreditation/</a> ) 必要有無については、DMへ製品の概要を伝え試験要否の問合せを行い、判断を仰ぐことが望ましい。	輸出者/ 輸入者
Other documents or certificates	その他の文書及び証明書	ハラル製品の場合には、認証機関発行のハラル証明書、オーガニック製品の場合にはオーガニック証明書、特定の効能を謳う製品の場合には、その効能を証明する試験結果等を提出する必要がある。	輸出者

出所：  
DMヒアリング

### 3. 化粧品を現地において登録するための手順(DM): 商品登録を行う際における商品ラベルの要件

■ 化粧品の商品ラベルには、以下の情報が英語またはアラビア語で含まれている 必要がある:

- ブランド名
- 商品名
- 製造者情報
- 原産地
- 原材料
- 製品のサイズまたは重量
- 製造日、使用期限日／開封後の使用期間
- 保存方法
- 使用方法
- 健康に関する警告
- バーコード及びバッチ番号



※ ラベル上において、「●●効果がある」といった効能を謳うことは可能。ただし、そうした製品については、その効能の根拠となる実験・試験結果や証明資料の提出が必要になる

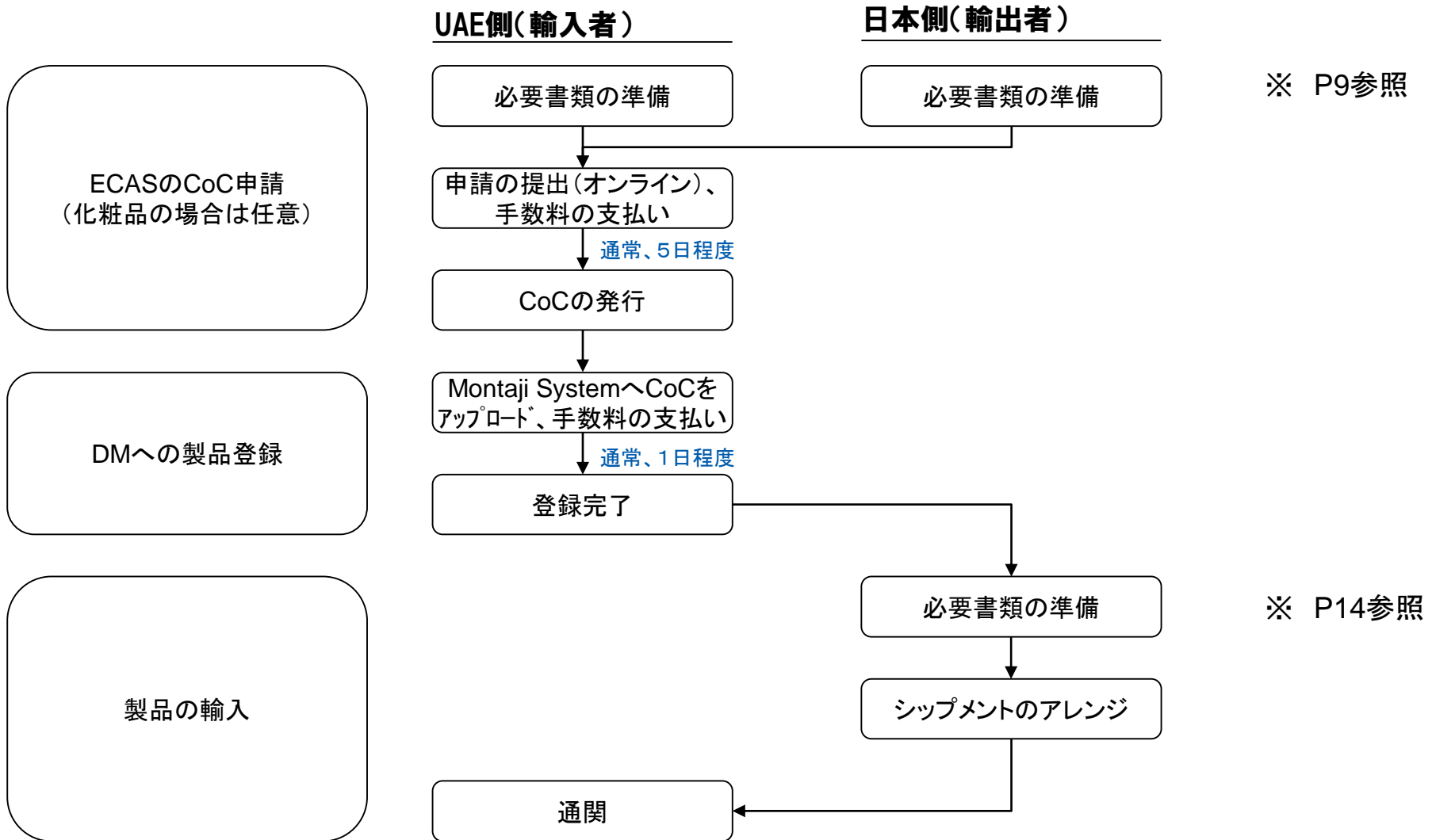
出所:ドバイ市政局、DMヒアリング

## 4. 化粧品を現地へ輸入するための手順(ドバイ)

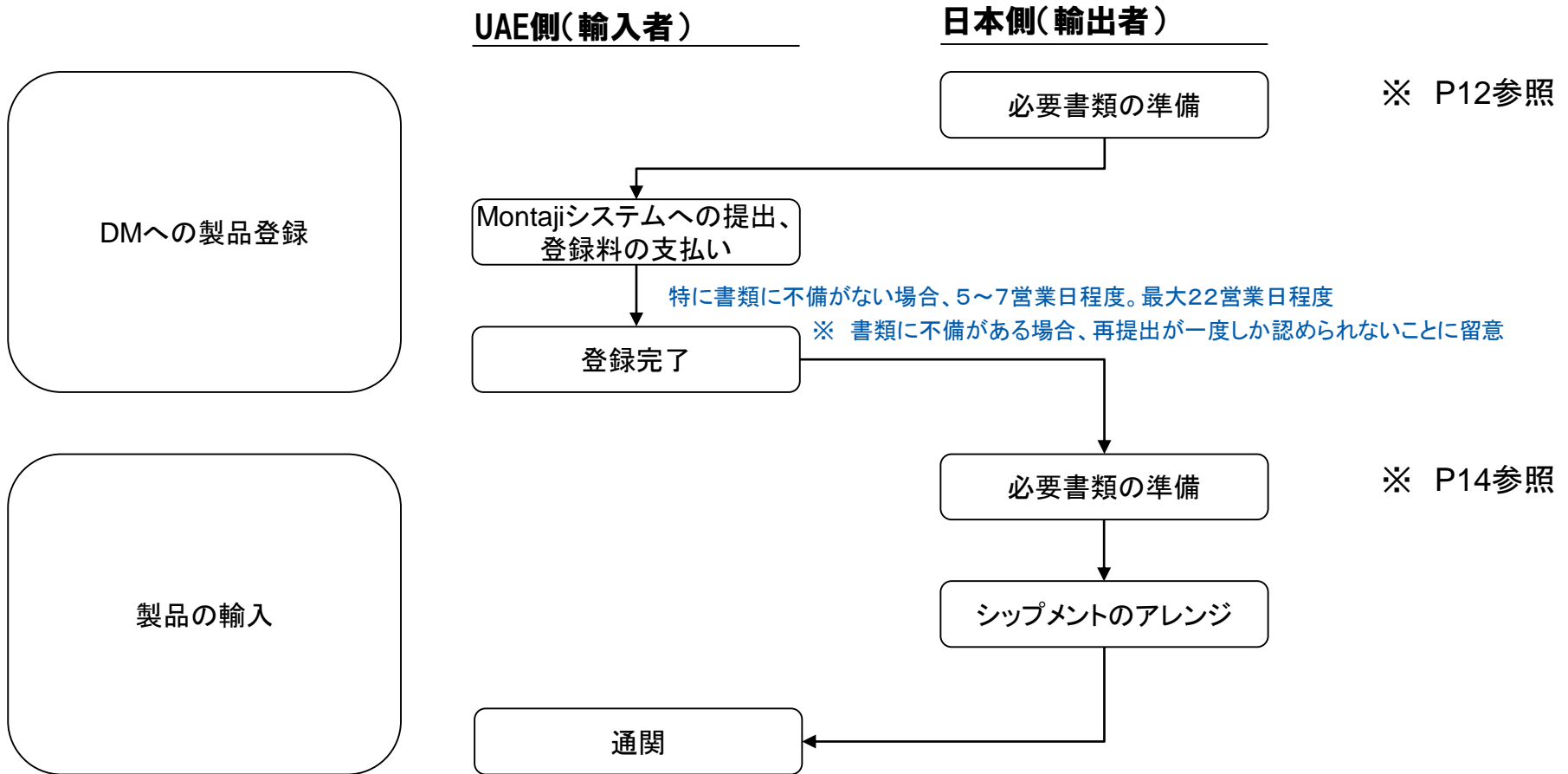
- 輸入業者は輸入する製品に関連するトレードライセンス及び税関が発行する輸入者コードを取得する必要がある。  
(日本からの輸出者には特に必要となる登録等はない)
- 商品のドバイへの輸入にあたっては、以下の書類が必要となる
  - 航空輸送の場合: 航空運送状／混載航空運送状 (Master Airway Bill / House Airway Bill for Air Channel)
  - 海運輸送の場合: 船荷証券 (Master Bill Of Lading / House Bill Of Lading for Sea Channel)
  - インボイス (Commercial Invoice)
  - 原産地証明書 (Certificate of Origin)
  - パッキングリスト (Packing List)
  - 所管官庁の輸入許可書類 (Permits wherever applicable) 例: DMの商品登録証等
- 化粧品を輸入する際には目的に応じて現地輸入者がDMへの登録やDubai Custom (DC)への関税の支払いが必要となる。

目的	DMへの登録(P.10)	ESMAでのCoC取得(P.7)	DCへの関税の支払い
ドバイへの輸入	必要	不要(ただし、ハラール化粧品についてはESMAの認可が必要)	必要(5%)
再輸出目的でのドバイへの輸入	必要	不要(ただし、ハラール化粧品についてはESMAの認可が必要)	必要(5%)* ただし、90日以内の再輸出の場合には還付される
再輸出目的でのフリーゾーンへの輸入	不要	不要	不要

# 5. UAEにおける化粧品の登録及び輸入に関するフローチャート (ECASを取得する場合)



## 5. UAEにおける化粧品の登録及び輸入に関するフローチャート (ECASを取得しない場合)





## 6. 各規制当局において定められている禁止原材料／成分(ネガティブリスト)

### ■ ESMA

- UAE.S GSO 1943:2016に適合していることが、CoC認証の要件となっている。UAE.S GSO 1943:2016については、ESMAウェブサイトにて購入することが可能である。
- 参考として、UAE.S GSO 1943:2014で定められている禁止成分が掲載されているサイトを以下に記載する。  
[https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/KWT/15\\_0062\\_00\\_e.pdf](https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/KWT/15_0062_00_e.pdf)
- 担当者へのヒアリング調査においては、上記の禁止成分に加え、体に接する化粧品については、ハラム原料(アルコール、豚由来成分、ヒト由来成分、ハラル認証を受けていない動物由来成分など。以下同じ。)は利用不可との指摘があった。ただし、香水は、体ではなく服に付けるため、アルコールが含まれていても禁止対象にはならないとのこと。

### ■ DM

- DMへの化粧品登録に際しては、EU基準を参照し禁止成分を定めており、LIST OF SUBSTANCES PROHIBITED IN COSMETIC PRODUCTSという禁止成分リストがある。
- 化粧品については、上記リストで定義する禁止成分を除いて利用してはいけない原料は、原則存在しない。ただし、ヒト由来の原料を利用することは禁止されている。それ以外のハラム原料の使用は禁じられていない。
- 担当者へのヒアリング調査においては、体内に摂取される懸念がある製品(リップクリーム等)については、ハラム原料は利用不可との指摘があった。
- ハラル化粧品として登録する場合には、別途ESMAからハラル認証の取得が必要。その場合はハラム原料の使用は認められない。

## 7. UAEにおける化粧品の個人輸入に対する規制の状況

- 個人輸入に関しては、まずUAEに入国する個人が自分自身で製品を輸送しているケースが考えられる。その場合については、免税範囲は合計金額が3,000AED未満となっており、それを超過する場合には、関税がかかる。
- またオンラインショッピング等で購入する商品がクーリエ便で届く場合においては、1,000AEDまでは免税範囲となっている。それらの製品の登録については、特に購入者による登録等は不要である。
  - また、1,000AED以下であれば特に年間の注文回数の上限等は定められていない。

出所:DCヒアリング

## ESMAのECASへの適合証明(CoC)及びDMへの商品登録に関するまとめ

	ESMAのECASへの適合証明(CoC)	DMへの商品登録
化粧品の輸入時の必要性	任意 ただし、ECASへのCoCがあることで、DMへの商品登録に必要な手間が削減される	必須
有効期限	1年間	5年間
登録費用・条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>2,300 AED</li> <li>製品のカテゴリごとに最大45SKU (Stock Keeping Unit) までが同時申請可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録バリエーション数×10AED</li> <li>1回の申請につき、複数の商品バリエーションを登録することが可能</li> <li>形、サイズ、匂いのいずれかが異なる商品については、1回の申請でバリエーションとして登録可能</li> <li>登録の証明書を発行するには200AEDが別途必要</li> </ul>
禁止成分	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAE.S GSO 1943:2016で定める禁止成分。</li> <li>担当者のヒアリングでは、体に接する化粧品については、ハラム原料(アルコール、豚由来成分、ヒト由来成分、ハラム認証を受けていない動物由来成分など)は利用不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LIST OF SUBSTANCES PROHIBITED IN COSMETIC PRODUCTSで定める成分。</li> <li>担当者のヒアリングでは、体内に摂取される懸念がある製品以外はハラム原料(同左)の使用を禁じていない。ただしヒト由来成分は禁止。</li> </ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAEにおいて有効な商業／貿易ライセンス</li> <li>代理店契約書</li> <li>UAE S GSO 1943に基づいて行われた認定済み試験機関による試験レポート</li> <li>処方宣言書</li> <li>自由販売証明書</li> <li>全体写真及びラベル</li> <li>製品の安全性レポート</li> <li>適合性宣言</li> </ul> ※ 各書類の詳細はP9を参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体写真</li> <li>自由販売証明書</li> <li>原料レポート</li> <li>試験レポート</li> <li>その他の文書及び証明書</li> </ul> ※ 各書類の詳細はP12を参照

## アラブ首長国連邦(UAE)ドバイ首長国における化粧品輸入規制に関する調査

2019年4月作成

〈本レポートに関するお問い合わせ先〉

ジェトロ(日本貿易振興機構)デジタル貿易・新産業部EC・流通ビジネス課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5227